

【私立学校施設防災機能強化集中支援プラン】

東日本大震災からの教訓・課題等を踏まえ、
子どもたちや学生が一日の大半を過ごす私立学校施設の
防災機能強化は急務となっています。
文部科学省では、3つの柱による、集中支援プランとして、
総合的な支援策を継続的に推進します。

- 1 平成23年度補正予算・24年度予算において
防災機能強化支援策の基盤を大幅拡充へ
- 2 学校設置者の皆さまにとって、より柔軟な申請ができる制度へ
- 3 急務となっている耐震化率向上等のため、継続的な支援へ



1. 平成23年度補正予算・24年度予算において 防災機能強化支援策の基盤を大幅拡充へ

～子どもたちや学生の一層の安全・安心確保のために～



■ 私立学校施設の防災機能強化関連予算は、

- ・平成23年度第3次補正予算として150億円
- ・平成24年度予算として125億円
(平成23年度当初予算は、52億円)

を計上するなど、

事業基盤の大幅拡充及び制度内容の充実を図りました。

私立学校施設の防災機能強化関連制度については、
私立学校や私学団体の皆さまからのご要望も踏まえ、
年々、充実してきています。

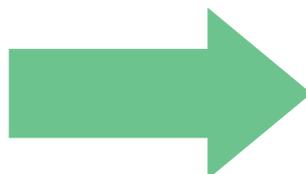
平成19年度まで

① 学校施設耐震改修事業

- ・耐震性能の劣る施設のIs値(注1)を0.7以上に引き上げる工事
- ・大学・短大・高専：事業経費1,000万円以上
- ・幼～高：事業経費400万円以上

② 危険建物等の改築については、利子助成制度

これらに加え、



➡ 平成20年度補正予算からの措置

③ 幼～高の耐震性能の劣る施設の補助率を1/3から1/2に引き上げ

平成20年6月の地震防災対策特別措置法第6条の3（私立の小中学校等についての配慮）の新設を受け、 $1s$ 値（注1）0.3未満の施設の耐震改修に対する補助率引き上げ（注2）

（参考）地震防災対策特別措置法
（私立の小中学校等についての配慮）
第6条の3

国及び地方公共団体は、私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎について、地震防災上必要な整備のため財政上及び金融上の配慮をするものとする。

➡ 平成21年度当初予算からの措置

④ 危険建物等の改築に対する利子助成制度の充実

平成20年6月の地震防災対策特別措置法第6条の3の新設を受け、金融上の配慮として実質利率引き下げ

➡ 平成21年度補正予算からの措置

⑤ 附属病院の建て替え事業に対する利子助成制度の創設

➡ 平成23年度第3次補正予算からの措置【予算額：150億円】

⑥ 非構造部材（注3）の耐震対策（注4、5）への補助の創設 **NEW!!**

⑦ 新たな防災機能強化事業（注6、7）への補助の創設 **NEW!!**

⑧ 平成27年度までに着工する耐震改築事業に対する
長期低利融資の創設 **NEW!!**

⑨ 専修学校の防災機能強化事業（注8）への補助の創設 **NEW!!**

➡ 平成24年度予算（耐震化関連予算）【予算額：125億円】

平成23年度第3次補正予算による措置を継続

これらの制度を十分にご理解いただき、積極的なご利用を！！

2. 学校設置者の皆さまにとって、より柔軟な申請ができる制度へ ～今回の予算措置により、全体として、以下のような事業が対象になります～

■ 学校施設耐震改修事業

(補助率：大学・短大・高専1/2以内、幼稚園～高校・専修学校1/3または1/2以内(注2,8))

□ 補助対象

- ・ 耐震性能の劣る教育研究施設を $1s$ 値(注1) 0.7以上に引き上げる工事(注9)
- ・ 非構造部材(注3)の耐震対策工事(注4)
- ・ 耐震補強工事に関連して実施する非構造部材(注3)の耐震対策(注5)または防災機能強化事業(注6)または太陽光発電設備等の導入工事

■ 防災機能強化事業(注7)

(補助率：大学・短大・高専1/2以内、幼稚園～高校1/3以内)

□ 補助対象

- ・ 備蓄倉庫等の設置、避難経路の確保、屋外防災施設の整備など

■ 耐震改築事業に対する長期低利融資の創設

(日本私立学校振興・共済事業団が実施)

□ 融資条件

- ・ 20年間の低利融資(平成27年度までに着工する耐震改築事業が対象)
小学校～大学：1～3年目 無利子、4～20年目 0.5%
専修・各種学校：通常の事業団一般施設費貸付金利 -0.5%

☆このような被害を防ぐために上記制度を活用してください。



地震により亀裂が入り、剥離した内壁



脱落した天井材の下敷きとなった机椅子

支援の一例

例えば…

(例) 高校の耐震補強工事

耐震補強工事の事業経費 300万円

+

非構造部材の耐震対策の事業経費100万円



合計 400万円

今までは、耐震補強工事
のみで400万円以上で
なければ申請不可！

申請可能に！！

その他にも、以下のような事業が補助対象になります。

(例) 大学の耐震補強工事

耐震補強工事の事業経費 800万円 + 太陽光発電・蓄電池の設置 200万円

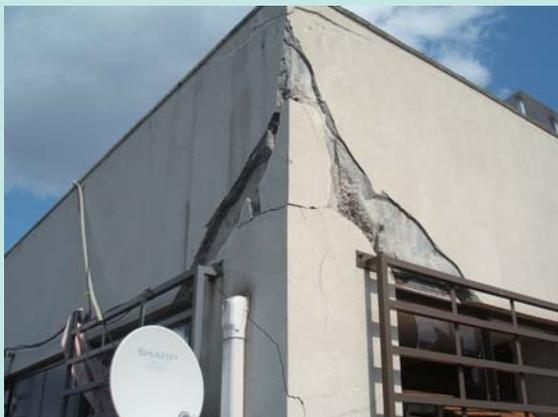


合計 1,000万円以上で申請可能に！！

- ◆既存校舎の特別教室、体育館、講堂の非構造部材の耐震対策
- ◆既存校舎を改修して備蓄倉庫や防災倉庫を設置
- ◆避難経路確保のため、外階段や避難経路を設置
- ◆防火水槽や耐震性貯水槽の設置

最近、新しく用意された事項もありますので、十分にご理解いただき、各学校の整備計画に沿って、計画的かつ積極的なご利用を！！

被害を最小限に止めるためにも、積極的に補助制度を活用してください。



地震により亀裂が入り、剥離した外壁

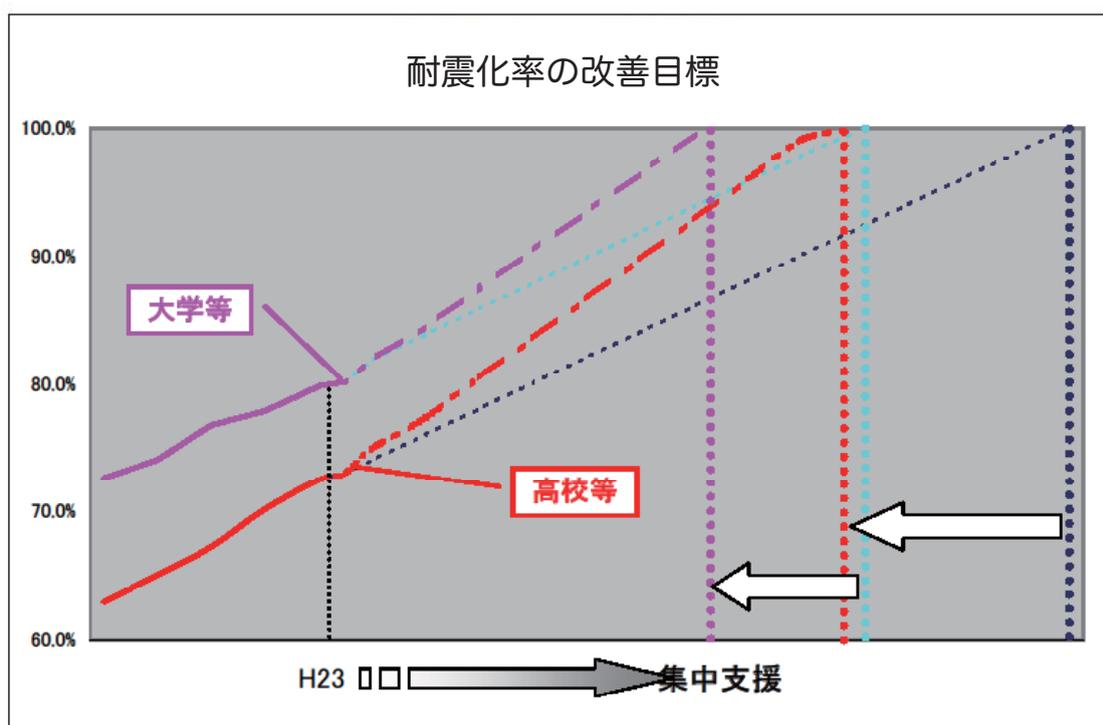


地震により、崩落した内壁

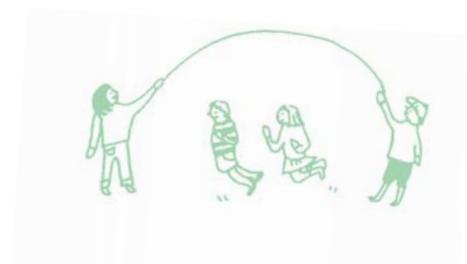
3. 急務となっている耐震化率向上等のため、継続的な支援へ

今次の事業基盤充実を機に、私立学校施設の防災機能強化への支援を当面、5年間を目途に集中的に進め、耐震化の進行速度を速めることにより、早期の耐震化完了を目指すこととし、継続的に支援してまいります。

私立学校施設の整備は私学の自主性の尊重のもとに、設置者の皆さまのご判断が進められることが基本ですが、積極的な取組みを期待します。文部科学省としては、今後とも、子どもたち、学生が安全に学べる環境を整備しようとする、どの私立学校の取組みにも支援できるよう施策の充実にも努めてまいります。



本プランの内容は、今後、予算措置の内容等に変更があれば、随時改訂するとともに、進捗状況を評価し、必要な見直しを加えつつ進めてまいります。文部科学省では、私立学校や私学団体の皆さまと共に、本プランの普及、推進に取り組んでいきたいと考えています。さらには防災機能強化はもとより、研究教育基盤の整備の観点から、将来にわたって私立学校施設の環境整備の支援に努めてまいります。



(注)

1. 建物の耐震性能を評価する指標であり、Is 値が大きいほど耐震性能が高くなります。
2. 幼稚園～高校の耐震改修に対する補助率は、Is 値 0.3 未満は1/2 以内、その他は 1/3 以内となります。
3. 非構造部材とは、天井材、外壁(外装材)、内壁(内装材)のような、構造体以外の部材を指し、落下の危険性のある放送機器や照明器具、天吊り型のテレビ、窓ガラス、ガラスブロック、転倒の危険性のある書架・書棚等を含めます。
4. 単体で申請する場合、100 m²以上の部屋(特別講義室や大講義室、体育館、講堂など)の非構造部材耐震対策工事が補助対象となります。(幼稚園については、面積要件はなく単体で申請できます。)また、大学・短大・高専・幼稚園は、事業経費300万円以上のものが補助対象です。
5. 100 m²未満の部屋については、耐震改修と一体で行う工事のみが申請対象です。(幼稚園については、面積要件はなく単体で申請できます。)
6. 耐震改修と一体で行う場合に対象となる具体的な整備例
 - ア 備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存校舎の改修工事
 - イ 外階段や避難経路の設置、通路や出入り口等の拡幅のための改修・改造工事、避難時の安全確保のためのフェンスの設置
 - ウ 既施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事
 - エ 防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事
 - オ 自家発電設備等の設置工事(耐震改修と一体で行う工事のみ)
7. 防災機能強化事業を単体で申請する場合、補助対象は上記6.のA～エまでの工事となることにご注意ください。なお、大学・短大・高専は、事業経費300万円以上のものが補助対象です。
8. 専修学校については、耐震補強工事及び耐震補強工事に関連して実施する非構造部材の耐震対策工事が補助対象です。なお、専門課程は、事業経費1,000万円以上、高等課程は、400万円以上のものが補助対象であり、補助率は専門課程1/2 以内、高等課程 1/3 以内(Is 値 0.3 未満は1/2 以内)です。
9. 以下のケースについても補助対象として申請可能です。
 - ①耐震補強工事を申請する際には前々年度に実施した耐震診断経費も併せて申請することができます。詳細はホームページをご覧ください。
(大学・短大・高専：
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1266937.htm)
 - ②管理部門を含む施設の耐震化について、教育研究に資する部分の面積割合が1/2 以上であれば施設全体を補助対象として申請することができます。
 - ③大規模施設の耐震化を複数年度に分割して行う「分割耐震化工事」について、初年度に当該分割耐震化工事の全体計画及び年度計画を併せて提出することにより申請することができます。
なお、全体計画及び年度計画の確認後は年度計画に基づき、当該年度に改めて申請することが必要です。

(参考) 東日本大震災被災地域に対する支援について

- ・私立学校の施設等の復旧
私立学校の教育研究に必要な施設・設備の復旧を支援します。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304876.htm)
- ・被災私立学校等復興特別補助・交付金
被災地に所在する私立学校の安定的・継続的な教育環境の保障と学生等が安心して学ぶことのできる環境整備等を支援します。
- ・私立大学等の学生に対する授業料減免等
被災した学生の修学機会の確保のための授業料減免等の実施を支援します。
- ・被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
被災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に緊急的な就学支援等を実施します。
(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/15/1309862_1_1.pdf)



問い合わせ先

- ◆ 文部科学省 TEL:03-5253-4111(代表)

- ◆ 耐震補強工事・非構造部材の耐震対策・防災機能強化事業について
 - ◇ 大学・短大・高専に関すること
高等教育局私学助成課助成第二係 / 内線2774
 - ◇ 小学校～高校、中等教育学校、特別支援学校に関すること
高等教育局私学助成課総括係 / 内線2579
 - ◇ 幼稚園に関すること
初等中等教育局幼児教育課振興係 / 内線3138
 - ◇ 専修学校に関すること
生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第二係 / 内線2938

- ◆ 利子助成制度及び融資制度について
 - ◇ 高等教育局私学助成課助成第三係 / 内線2546
 - ◇ 日本私立学校振興・共済事業団 融資部
(E-mail: yushi@shigaku.go.jp)
 - ※「私立学校のための融資ガイド」「耐震改築事業に対する新たなる長期低利融資のご案内」も参考にしてください。
 - 「私立学校のための融資ガイド」
http://www.shigaku.go.jp/files/s_yushi_guide_24_03.pdf
 - 「耐震改築事業に対する新たなる長期低利融資のご案内」
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_23_12taishin.htm

- ◆ 学校施設の耐震化推進に関する一般的事項について
 - ◇ 学校施設の耐震化推進に関する相談窓口
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/03061201/004.htm
 - ◇ 私立学校施設防災機能強化集中支援プラン
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/1318209.htm